

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	函館市軽費老人ホーム運営費補助金	開始 年 度	平成17年度
----------------	------------------	-----------	--------

団 体 名	社福) 函館厚生院 (ベИАニエス), 社福) 敬聖会 (センテナリアン), 社福) 函館カリタスの園 (ベレル旭ヶ岡の家), 社福) 函館元町会 (菜の花) 社福) 函館愛育会 (おおぞら)
-------	--

助成の根拠既定等 (条例・規則・要綱等)	函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱 函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	軽費老人ホームとは、老人福祉法に基づき無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする国の施策にのっとり老人福祉施設であり、函館市内に所在するそれらの施設に対し、健全な施設運営および入所者の負担する利用料を軽減するためにサービスの提供に要する費用の一部を利用料等取扱基準に基づき補助するものである。 なお、当該補助事業に対しては、平成16年度から国庫補助金が一般財源化され、特別交付税の対象となっている。
目 的	(目 的) 無料または低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。
・ 効 果	(効 果) 軽費老人ホームが入所者の負担する利用料を軽減することで、入所者の福祉の増進が図られるとともに、軽費老人ホームの健全な運営が図られる。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		利用料 収入等	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	26	133,242		265,832				399,074
	27	134,223		291,849				426,072
	28	133,553		299,111				432,664
	29	133,711		269,786				403,497
	30	139,844		262,467				402,311
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等	引当金等	その他	計
	26	123,791	106,975	88,121		6,717	48,316	373,920
	27	121,676	104,908	96,095		6,840	45,943	375,462
	28	139,038	111,004	94,751		616	87,255	432,664
	29	142,037	111,452	99,629		988	49,391	403,497
	30	147,684	108,397	108,902		1,080	36,248	402,311

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	函館市軽費老人ホーム運営費補助金
----------------	------------------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	軽費老人ホームを運営する事業は、安定経営を通じた利用者保護の必要性が高い第1種社会福祉事業(社会福祉法第2条第2項第3号)に規定された事業である。
2	必要性(補助しなければならない事業であるか)	☒	☐	施設運営経費の大部分は、利用者からの利用料と当該補助金によるものであることから、補助の削減は継続した施設運営を困難なものとする。
3	自主性(自主自立に向け努力しているか)	☒	☐	経費の削減等運営努力を行い、健全な運営に努めている。
4	有効性(他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	☒	☐	当該補助金は、運営に要する経費のうち、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免額に対して補助しているものであり、健全な施設運営の継続のために必要である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☐	
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名
(交付金名)

函館市軽費老人ホーム運営費補助金

○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等)

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち, 入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を軽減した額に対して補助しているものであり, 運営費補助金収入と利用者負担金収入が運営資金の大部分を占めている当該事業にあっては, 補助を受けることにより健全な施設運営が図られるものである。

(達成状況)

同上

※継続事業は, 直近の実績 新規事業は, 効果のみ記載してください。

(評価)

十分効果をあげている
一定の効果をあげている
効果が疑問である
その他

☒
☐
☐
☐

(理由)

高齢者福祉の増進を図るため, 函館市に所在する老人福祉法に基づく軽費老人ホームの運営に要する経費に対し補助することにより, 施設運営の健全化が図られている。

○今後の方向性

☒ 現行のまま補助を継続

☐ 見直したうえで補助を継続

☐ 廃止

☐ その他

(見直しの内容)

消費税引き上げによる施設運営経費への影響を踏まえ, 軽費老人ホーム利用料取扱基準の改正を行う。改正に当たっては, 入所者の利用料の見直しも併せて行うが, 現行のまま補助を継続した。

(見直しの時期)

令和元年10月

(廃止の理由)

(廃止の時期)

(これまでの経過)

平成27年4月1日付, 消費税率引き上げに伴う利用料の見直しにより「函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を一部改正。

○終期の設定

終期設定

令和3年度

☐

終期到来により廃止

☒

終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

令和3年度